

I 運営に係る負担金積算単価

1 基本額

- ① 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合

※常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている職員をいう。

(1) 基本負担金額（1支援の単位あたり年額）

ア 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所
運営内容の基本費用として児童数に応じた負担金

来所児童数 (支援数)	負担金	参考：登録数
1人	5,604,000円	1人
2人	5,632,000円	2～3人
3人	5,660,000円	3～4人
4人	5,688,000円	5人
5人	5,716,000円	6人
6人	5,744,000円	7～8人
7人	5,772,000円	9人
8人	5,800,000円	10人
9人	5,828,000円	11～12人
10人	5,856,000円	13人
11人	5,884,000円	14人
12人	5,912,000円	15～16人
13人	5,940,000円	17人
14人	5,968,000円	18人
15人	5,996,000円	19～20人
16人	6,024,000円	21人
17人	6,052,000円	22人
18人	6,080,000円	23～24人
19人	6,108,000円	25人
20人	6,136,000円	26人

来所児童数 (支援数)	負担金
21人	6,162,000 円
22人	6,188,000 円
23人	6,214,000 円
24人	6,240,000 円
25人	6,266,000 円
26人	6,292,000 円
27人	6,318,000 円
28人	6,344,000 円
29人	6,370,000 円
30人	6,396,000 円
31人	6,422,000 円
32人	6,448,000 円
33人	6,474,000 円
34人	6,500,000 円
35人	6,526,000 円
36～45人	6,552,000 円
46人	6,552,000 円
47人	6,526,000 円
48人	6,500,000 円
49人	6,474,000 円
50人	6,448,000 円
51人	6,422,000 円
52人	6,396,000 円
53人	6,370,000 円
54人	6,344,000 円
55人	6,318,000 円
56人	6,292,000 円
57人	6,266,000 円
58人	6,240,000 円
59人	6,214,000 円
60人	6,188,000 円
61人	5,352,000 円
62人	5,277,000 円
63人	5,202,000 円
64人	5,127,000 円

参考：登録数
27～28人
29人
30人
31～32人
33人
34人
35～36人
37人
38人
39～40人
41人
42人
43～44人
45人
46人
47～60人
61人
62人
63～64人
65人
66人
67～68人
69人
70人
71～72人
73人
74人
75～76人
77人
78人
79～80人
81人
82人
83～84人
85人

来所児童数 (支援数)	負担金	参考：登録数
65人	5,052,000円	86人
66人	4,977,000円	87～88人
67人	4,902,000円	89人
68人	4,827,000円	90人
69人	4,752,000円	91～92人
70人	4,677,000円	93人
71人～	4,601,000円	94人～

イ 年間開所日数 200 日～249 日の放課後児童健全育成事業所

1～19人	3,102,000円
20人以上	4,552,000円

(2) 土曜日加算額 (1 支援の単位あたり年額)

土曜日の開所日数に応じて加算 102,000円

*令和7年度は、対象の開所日数を年間50日とする。

積算例) 土曜日の開所日数が8日であるとき

$$8 \text{ 日} \div 50 \text{ 日} \times 102,000 \text{ 円} = 16,320 \text{ 円 (1円未満切り捨て)}$$

(3) 長時間加算 (1 支援の単位あたり年額)

「子ども・子育て支援交付金交付要綱 (以下「国交付要綱」という。)」に基づき、次に定める時間を超えて開所する場合に加算する。

ア 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円

イ 長期休暇等分 (年間250日以上開所で1日8時間を超えて開所する場合)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円

(4) 日数加算 (1 支援の単位あたり年額)

国交付要綱に基づき、(年間開所日数-250日)×26,000円 (1日8時間以上開所する場合に限る)

② 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合

(1) 基本負担金額 (1 支援の単位あたり年額)

ア 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所
運営内容の基本費用として児童数に応じた負担金

来所児童数 (支援数)	負担金
1人	3,920,000 円
2人	3,948,000 円
3人	3,976,000 円
4人	4,004,000 円
5人	4,032,000 円
6人	4,060,000 円
7人	4,088,000 円
8人	4,116,000 円
9人	4,144,000 円
10人	4,172,000 円
11人	4,200,000 円
12人	4,228,000 円
13人	4,256,000 円
14人	4,284,000 円
15人	4,312,000 円
16人	4,340,000 円
17人	4,368,000 円
18人	4,396,000 円
19人	4,424,000 円
20人	4,452,000 円
21人	4,478,000 円
22人	4,504,000 円
23人	4,530,000 円
24人	4,556,000 円
25人	4,582,000 円
26人	4,608,000 円
27人	4,634,000 円
28人	4,660,000 円
29人	4,686,000 円
30人	4,712,000 円
31人	4,738,000 円
32人	4,764,000 円
33人	4,790,000 円
34人	4,816,000 円
35人	4,842,000 円

参考：登録数
1人
2～3人
3～4人
5人
6人
7～8人
9人
10人
11～12人
13人
14人
15～16人
17人
18人
19～20人
21人
22人
23～24人
25人
26人
27～28人
29人
30人
31～32人
33人
34人
35～36人
37人
38人
39～40人
41人
42人
43～44人
45人
46人

来所児童数 (支援数)	負担金
36～45 人	4,868,000 円
46 人	4,868,000 円
47 人	4,842,000 円
48 人	4,816,000 円
49 人	4,790,000 円
50 人	4,764,000 円
51 人	4,738,000 円
52 人	4,712,000 円
53 人	4,686,000 円
54 人	4,660,000 円
55 人	4,634,000 円
56 人	4,608,000 円
57 人	4,582,000 円
58 人	4,556,000 円
59 人	4,530,000 円
60 人	4,504,000 円
61 人	3,668,000 円
62 人	3,593,000 円
63 人	3,518,000 円
64 人	3,443,000 円
65 人	3,368,000 円
66 人	3,293,000 円
67 人	3,218,000 円
68 人	3,143,000 円
69 人	3,068,000 円
70 人	2,993,000 円
71 人～	2,917,000 円

参考：登録数
47～60 人
61 人
62 人
63～64 人
65 人
66 人
67～68 人
69 人
70 人
71～72 人
73 人
74 人
75～76 人
77 人
78 人
79～80 人
81 人
82 人
83～84 人
85 人
86 人
87～88 人
89 人
90 人
91～92 人
93 人
94 人～

イ 年間開所日数 200 日～249 日の放課後児童健全育成事業所

1～19 人	1,766,000 円
20 人以上	3,185,000 円

(2) 土曜日加算額 (1 支援の単位あたり年額)

土曜日の開所日数に応じて加算 102,000 円

*令和 7 年度は、対象の開所日数を年間 50 日とする。

積算例) 土曜日の開所日数が8日であるとき

$$8 \text{ 日} \div 50 \text{ 日} \times 102,000 \text{ 円} = 16,320 \text{ 円} \text{ (1円未満切り捨て)}$$

(3) 長時間加算 (1支援の単位あたり年額)

国交付要綱に基づき、次に定める時間を超えて開所する場合に加算する。

ア 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 \times 421,000円

イ 長期休暇等分 (年間250日以上開所で1日8時間を超えて開所する場合)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 \times 190,000円

(4) 日数加算 (1支援の単位あたり年額)

国交付要綱に基づき、(年間開所日数 $-$ 250日) \times 20,000円 (1日8時間以上開所する場合に限る)

2 加配職員への加算 (1支援の単位あたり年額)

(1) 障がい児 (療育相当を含む) 及び要支援児受入

ア 国交付要綱に基づき、障がい等支援を要する児童のために指導員を加配した場合に加算
上限額 2,059,000円

イ 障がい等支援を要する児童のため土曜日に指導員を加配した時に加算
加配職員1人当たり 上限額 308,000円

ウ 介助を必要とする児童のための介助員の配置

*アとは別に介助がないと入所できない児童のために介助員を配置した場合に加算
加配職員1人のとき 上限額 2,059,000円

加配職員2人目以上1人当たり 1,544,000円加算

エ 国交付要綱に基づき、医療的ケア児を受け入れるための専門的知識を有する者 (看護師、准看護師等) の配置に係る費用を加算

4,061,000円

(2) 大規模クラブ複数職員配置における加配

登録児童数70人を超える児童クラブで常勤職員を複数配置した場合

常勤職員人件費分として加算 2,490,000円

3 研修費用 (1支援の単位あたり年額)

(1) 職員に研修を課し実施するための加算 1人当たり 5,000円

(2) 認定資格研修 (指導員に県認定資格研修の受講をさせるための加算)

1人当たり 11,000円

4 賃借費用加算（1支援の単位あたり）

- (1) 家賃加算（令和6年度以降に新たに開設した児童クラブに限る）
上限額 281,000 円（月額）
- (2) 家賃加算（令和4年度～令和5年度に新たに開設した児童クラブに限る）
上限額 255,500 円（月額）
- (3) 家賃加算（平成30年度～令和3年度に新たに開設した児童クラブに限る）
上限額 249,000 円（月額）
- (4) 家賃加算（平成27年度～平成29年度に新たに開設した児童クラブに限る）
上限額 254,000 円（月額）
- (5) 土地借料加算及び（1）から（4）に該当しない場合の家賃加算
上限額 220,000 円（月額）

5 その他（法人諸経費）

市の放課後児童クラブ運営費用積算基準単価で積算された法人諸経費

- ※1 1－（3）及び2の年額単価については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
- ※2 負担金については、予算の範囲内で支出するものとし、負担金の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

II 処遇改善に係る負担金積算単価

1 放課後児童支援員等の処遇改善に係る経費（1支援の単位あたり年額）

- (1) 国交付要綱に基づき、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置する場合
上限額 1,678,000 円
- (2) (1)の「家庭、学校との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置する場合
1事業者につき1支援の単位に加配できるものとする。ただし、運営数12支援の単位ごとにさらに1支援の単位に加配することができる。なお、I－2－（2）大規模クラブ複数職員配置における加配がある場合は、加配可能上限数から大規模加配数を差し引くものとする。
上限額 2,490,000 円

- ※1 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

※2 負担金については、予算の範囲内で支出するものとする。

Ⅲ 施設整備に係る負担金積算単価

1 新たな施設の整備に係る経費

(1) 改修による整備（新設及び移転）

改修費、設備の整備・修繕及び初度調弁に係る経費、礼金及び賃借料（開所前月分）
国交付要綱に準じる。

(2) 新築による整備（新設及び移転）

ア 本体工事費

「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「国整備交付要綱）」とい
う。）」に準じる。

イ 初度調弁に係る経費 1,800,000 円を限度とする。

(3) 工事を伴わない整備（新設及び移転）

初度調弁に係る経費 1,800,000 円を限度とする。

2 既存児童クラブの改修に係る経費

(1) 大規模修繕（自己所有物件に限る）

本体工事費（外構工事費を除く）
国整備交付要綱に準じる。

(2) 改修による整備

改修費、設備の整備・修繕及び初度調弁に係る経費
国交付要綱に準じる。

(3) 障がい児対応のための施設改修

障がい児受け入れに必要な施設改修、設備の整備・修繕及び初度調弁に係る経費
国交付要綱に準じる。

3 開所準備経費

(1) 開所準備職員加算

開所の前月に準備をするための職員（臨時職員相当）の人件費
時給（開所前月 1 日時点の神奈川県最低賃金（10 円未満切り上げ））×1 日の勤務時
間（7.75 時間）×開所前月の日数

(2) 開所準備賃借料（開所前月分）

Ⅲ－１－（１）改修による整備（新設及び移転）にあてはまらない場合の開所準備賃借料
上限額 220,000 円（月額）

4 移転関連費用

移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む）

国交付要綱に準じる。

ただし、備品運搬等の移転作業と移転前の実施場所に係る原状回復工事を異なる年度に行う必要がある場合は、移転作業に係る経費について上限を 200,000 円と定め、原状回復工事に係る経費について上限を 2,300,000 円と定める。

- ※ 1 改修費及び初度調弁に係る経費は、藤沢市放課後児童健全育成事業の運営及び管理に関する基準「1 施設・整備」に定めた施設・設備とし、これに該当しない改修及び初度調弁に対しての市負担については協議するものとする。
- ※ 2 新たな施設の整備及び既存児童クラブの改修に係る経費については、児童クラブに係る経費のみを対象とする。
- ※ 3 負担金については、予算の範囲内で支出するものとする。
- ※ 4 当該年度における費用の精算については、法人からの請求に基づき年度末に行うものとする。

以 上